平成２２年（フ）第９４３１号
大阪市東成区中道３丁目10番14号　エムハイム鹿島601号
債務者　植野　　弘
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４３３号
大阪市福島区大開２丁目４番17―805号
債務者　福井　　忍
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４３４号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目１番５―305号
債務者　松井　綾子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８８号
大阪市城東区関目６丁目11番18―103号
債務者　佐藤　充明
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５０６号
大阪府豊中市野田町20番27―202号
債務者　山本　修次
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４７号
大阪府吹田市南吹田４丁目12番26号
債務者　清水　里美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５５２号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目２番16号　ハイツアザミ103号
債務者　小坪壽美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野247番地15対馬コーポ３号
債務者　蝦名　浩子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９号
青森県弘前市大字城西４丁目６番地　県営14―３―１
債務者　尾崎ゆかり
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１９号
沖縄県中頭郡西原町字小波津612番地の１コーポ高嶺205号
債務者　翁長　克子（旧姓与那嶺）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５号
青森県むつ市金曲３丁目11番19号
債務者　舘野　博俊
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
青森県むつ市金曲３丁目11番19号
債務者　舘野美知子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
青森市富田２丁目15番23号
債務者　木村　　豪
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
青森県弘前市大字石渡２丁目７番地14　スカイマンション101号
債務者　齋藤　　寿
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３１９号
青森県弘前市大字樹木５丁目２番地８
債務者　毛内　利子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９４６０号
大阪市旭区赤川４丁目10番10号　メゾン・ド・リブレ203号
債務者　毛利　清美（旧姓北平）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７１１号
大阪府東大阪市東豊浦町２番15号
債務者　剣持のぶ子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部